全体スライドの運用手順（増額の場合）

請負締結日（前回のスライド適用）から12か月以上経過

14日以内

7日以内

１．全体スライド請求（受注者⇒契約担当者）

○適用される工事
- 請負契約締結日または直前のスライド基準日から12か月経過した工事
- 基準日以降の工期が２か月以上ある工事
- 物価変動後の発注者の積算を基に計算した変動後残工事代金額が、変動前残工事代金額に比し、15/1000以上変化（増加）していると予想される工事

○請求日
- スライド変更の可能性があるとして、受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日

○必要な提出様式・作業等
- 受注者は契約担当者に対し**「様式１」**を提出

２．基準日および協議開始日の通知（契約担当者⇒受注者）

○請求日から７日以内に通知

○基準日
- スライド変更のための基準となる日であり、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価水準の変動後単価の基準とする
- 基準日は、請求日から14日以内の日でなければならない

○協議開始日
- 基準日以降で、スライド額の算出に要する日時を考慮し、協議開始日を設定する（発注者のスライド額算出作業等を考慮したうえで設定する）

○必要な提出様式・作業等
- 契約担当者は受注者に対し、基準日および協議開始日を**「様式２」**により通知

３．基準日（請求日から14日以内の日）

○受注者は残工事量を算定するために必要な出来形確認資料（図面および数量計算書）を工事監督員が指定する日までに提出する

○基準日における出来形数量確認（工事監督員が実施）

○残工事スライド金額の算定基準日

⇨ 残工事量・スライド金額の算出

４．協議開始日（基準日以降で設定：「様式２」で通知した日時）

2か月以上

14日以内

５．全体スライド額協議開始の通知（契約担当者⇒受注者）

○必要な提出様式・作業等

①精査した結果、スライド対象外となる場合
- 契約担当者は受注者に対し、スライド対象外となる旨を**「様式３」**により通知（受注者は**「様式５」**（承諾書）を提出）

②精査した結果、スライド対象となる場合
- 契約担当者は受注者に対し、スライド額の協議開始を**「様式４」**により通知

※通知の日付は、原則として協議開始日と同日付けとする

６．スライド額の確定（受注者の承諾：協議開始から14日以内）

○必要な提出様式・作業等

①受注者がスライド額を承諾する場合

⇒受注者は、契約担当者に対し**「様式５」**を提出する

②受注者がスライド額を承諾しない場合

⇒協議開始日から14日以内に承諾が得られない（協議が整わない）場合、契約担当者は受注者に対し**「様式６」**による決定通知を実施

７．契約変更（精算変更時に実施してもよい）

○この時点（精算時点）において、上記「６．」において通知したスライド額に変動が生じる場合は、スライド額を再度算出し、通知したうえで変更するものとする

８．工期末